

山梨市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

山梨市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、山裾から平たん部にかけて、ぶどう、もも、すもも、おうとうなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量とも「フルーツ王国山梨」における代表的な果樹産地となっている。さらに、令和4年に当地域を含む峡東地域の果樹農業が世界農業遺産に認定されたことから、今後も果樹を中心とした農業の維持・発展が期待される地域である。

その一方で、担い手の高齢化による担い手不足や、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加など本地域の農業を取り巻く環境は多くの課題を抱えている。これらの課題を踏まえ、市では新規就農者など担い手の確保・育成、企業の農業参入促進、農地法に基づく遊休農地に関する措置や、農地中間管理事業を利用した担い手への農地の利用集積、農業生産基盤の整備による生産効率の向上、栽培品目の組合せや品種の選定等による規模拡大を進める。優良農地を確保し、農用地の適正管理に努めていく。

さらには、農業生産工程管理（GAP）の普及、富士の国やまなしの逸品農産物認証制度の推奨・産地化など世界農業遺産認定を生かしたブランド化の推進、「果物の輸出」拡大への支援、観光・交流事業との連携によるグリーンツーリズムや農業体験、市民農園等の取り組みを行うなど、果樹を中心とした農業の振興を図っていく。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山梨県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する山梨市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具

体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

第2 具体的な目標と推進方法

1：遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 B / (A+B)
現 状 (令和4年3月)	1, 8 6 8 ha	5 6 1 ha	3 0. 0 %
目 標 (令和5年3月)	1, 8 6 8 ha	6 0 6 ha	3 2. 4 %

注1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計を参照。

注2：現状の遊休農地面積は、農地法第30条に基づく農地利用状況調査結果を参照。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、地権者及び農地の借り手の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速や

かに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2：担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 B/A
現 状 (令和 4年3月)	1, 868 ha	606 ha	29.8%
目 標 (令和 6年3月)	1, 868 ha	1008 ha	54.0%

注1：現状の管内の農地面積は農林水産省の耕地及び作付面積統計を参照。

注2：現状の集積面積は、担い手及びその農地利用の実態に関する調査結果を参照。

【参考】

	総農家数 (内、主業農家数)	担 い 手				合 計
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準達成 者	特定農業 団体その他 集落営農組織	
現 状 (令和 5年3月)	1, 618 戸 (531 戸)	208	7	(R4) 225	0	
目 標 (令和 5年3月)	1, 618 戸 (531 戸)	220	10	280	2	

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基
「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後

の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構等と連携し、
 - (ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する利用可能な遊休農地
 - (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
 - (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等以上の農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理機構事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域では、生産基盤の整備による生産性の向上を図り、担い手の育成と併せて企業を含む新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て山梨県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3：新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 4年3月）	11人 （4.1ha）	0法人 （0.0ha）
目 標 （令和 5年3月）	15人 （6.0ha）	3法人 （1.0ha）

注1：新規就農者（個人）については過去3年間の平均。

注2：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 山梨県・全国農業委員会ネットワーク機構・農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学や相談等を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分確保できない地域では、企業も農業の担い手になりうる存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入推進を行う。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、サポートする役割を担う。

3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。